

和泉市契約関係暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号。以下「条例」という。）第7条から第9条までの規定に基づき、和泉市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 売払い等 条例第2条第6号に規定する売払い等をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (6) 役員等 次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）をいう。
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (7) 有資格者 入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (8) 下請負人等 条例第7条各号に規定する者をいう。

(入札等除外措置等)

第3条 市長は、有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、和泉市契約関係暴力団対策委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が緊急その他やむを得ない事由があると認めるときは、委員会の議を経ずに当該有資格者について入札等除外措置を行うことができる。

2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者（以下「入札等除外者」という。）から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間が経過した後、入札等除外措置の解除の申出があった場合において、当該入札等除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の議を経て、当該入札等除外措置を解除するものとする。

(1) 別表第1号の措置要件に該当する場合 入札等除外措置を行った日から2年

(2) 別表第2号から第5号までの措置要件に該当する場合 入札等除外措置を行った日から1年

4 前項の場合において市長は、当該申出に係る入札等除外者が別表に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

5 市長は、第1項又は第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、当該措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする

(有資格者の審査における排除)

第5条 市長は、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第6条 市長は、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、一般競争入札を行うに当たり、入札等除外者の入札参加を認めてはならない。

2 市長は、入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 市長は、前項の規定により入札参加資格の取消し等を行ったときは、入札等除外者に通知するものとする。

4 前3項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、指名競争入札を行うに当たり、入札等除外者を指名してはならない。

2 市長は、指名を受けたものが契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、その指名を取り消し、又は契約の締結を行わないこととする。

3 市長は、前項の規定により指名の取消しを行ったときは、入札等除外者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、次に掲げる者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、次に掲げる者の所有する土地を本市の事業用地として買収する必要がある場合等、契約の目的及び内容から随意契約の相手方とする特別の必要がある場合を除く。

(1) 入札等除外者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府和泉警察署又は大阪府警察本部から暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報にかかる事業者

(下請負等の禁止及び下請契約の解除等)

第9条 市長は、条例第7条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を、下請人等とすることを許してはならない。

2 市長は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、当該公共工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等と契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除するものとする。

(契約の解除の指導)

第10条 市長は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり、当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むように指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第11条 市長は、公共工事等及び売払い等の相手方（以下「契約相手方」という。）に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、当該契約相手方及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書をそれぞれから徴収し、本市に提出するよう求めることができる。

2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した契約相手方又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置等を行う場合は除く。）は、委員会の議を経て、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書違反者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を公表するものとする。

(1) 暴力団員又は和泉市暴力団排除条例施行規則（平成24年和泉市規則第41号。以下「規則」という。）第3条第1項第5号に掲げる者のうち暴力団員のある事業者に該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年

(2) 規則第3条第1項第1号から第6号までに掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年

3 市長は、入札参加資格の登録を希望する者が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、当該登録申請を受け付けてはならない。

(管理団体等への指導)

第12条 市長は、第3条の規定により入札等除外措置を行ったときは、本市の事務又は事業を行わせる指定管理者、本市が設立した地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び管理団体に対して、その所管部長を通じて同様の措置を行うように求めるものとする。

(不当介入に対する措置)

第13条 市長は、契約相手方及び下請負人等が公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、条例第9条第2項に基づき、速やかに本市へ報告することを求め

るとともに警察への届出を行うよう指導しなければならない。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、本要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(入札等除外措置の通知等)

第15条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札等除外措置、同条第3項の規定による入札等除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第11条第3項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

(委員会の設置)

第16条 市長は、第2条に定める有資格者の指名除外について審議を行うため委員会を設置する。

(委員会の組織)

第17条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 副市長(総務担当)

(2) 副委員長 他の副市長

(3) 委員 参与、市長公室長、総務部長、環境産業部長、都市デザイン部長、上下水道部長、教育・こども部長

2 委員長は、議事その他の会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 副委員長にも事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 委員に事故があるときは、委員の属する部の担当監又は理事の職にある者が委員に代わって会議に出席することができる。

(会議)

第18条 委員会の会議は、委員長が必要に応じてその都度招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、原則として出席委員全員の一致により決するものとする。

(庶務)

第19条 委員会の庶務は、総務部契約担当課において処理する。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、和泉市が締結する公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除並びに委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 和泉市建設工事暴力団対策措置要綱（平成6年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前に和泉市建設工事暴力団対策措置要綱による入札等除外措置を受けている有資格者は、この要綱による入札等除外者とみなす。

附 則

この訓令は、令達の日から施行し、改正後の和泉市契約関係暴力団排除措置要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
1 有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき。	左の認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
2 有資格者又はその役員等が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。	左の認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで。
3 有資格者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5 有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当するものであると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。	